

# 市職員の給与などの状況をお知らせします。

**市** 職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「諸手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。

本市では、人件費削減の取り組みとして、鳥取市定員適正化計画（平成23年3月改定）に基づき、組織、業務執行体制の見直しと新規採用の抑制に努め、平成28年度までに職員数を1,258人に削減する予定です。平成24年4月1日時点の職員数は、目標の1,375人に対し、実績が1,360人と、計画を上回る削減が進んでいます。また、普通会計当初予算では、職員給与費が前年度に比べ1.3%下回っています。

今後も市民ニーズに沿った施策を、総合的かつ機動的に展開できる簡素で効率的な組織をめざし、職員数の削減、給与費の抑制に努めていきます。

**問い合わせ先** 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3108

## 1. 給与費とその内訳（平成24年度普通会計当初予算額）

職員数	給与費	前年度比	
1,255人	給料	48億9,710万円	△1.3%
	職員手当	7億135万円	
	期末勤勉手当	17億7,195万円	
	計	73億7,040万円	

## 2. 平均給料月額・平均年齢（平成24年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	336,724円	43歳11カ月

## 3. 主な手当（平成24年度）

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額13,000円	
	②配偶者以外の扶養親族	月額6,500円	
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額5,000円	
期末勤勉手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.675月分	1.90月分
	12月期	1.375月分 0.675月分	2.05月分
退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続30年	41.5月分	50.7月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

## 4. 特別職の給料など（平成24年度）

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円	6月期1.40月分 12月期1.55月分 計2.95月分
副市長	850,000円	
教育長	722,000円	
議長	584,000円	
副議長	513,000円	
議員	475,000円	

## 5. 給与費の推移（各年度普通会計当初予算額）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
82億6千万円	79億9千万円	76億8千万円	74億7千万円	73億7千万円

## 6. ラスパイレス指数の推移

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。平成24年度の数値は、確定値ではなく試算によるものです。

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
99.2	98.2	97.5	98.3	106.2*

※平成24年度の国家公務員給与は、臨時特例法案による減額により、平均7.8%減額されています。特例減額措置前の国家公務員給料と比較した場合のラスパイレス指数は98.2となります。

## 7. 定員の適正化（各年度4月1日現在）

鳥取市定員適正化計画に基づき、目標を上回る職員削減を行っています。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
目標	1,500人	1,470人	1,440人	1,394人	1,375人
実績	1,451人	1,422人	1,405人	1,391人	1,360人

# 気づくのは あなたと地域の心の目

～ 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です ～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎0857-20-3143

シリーズ

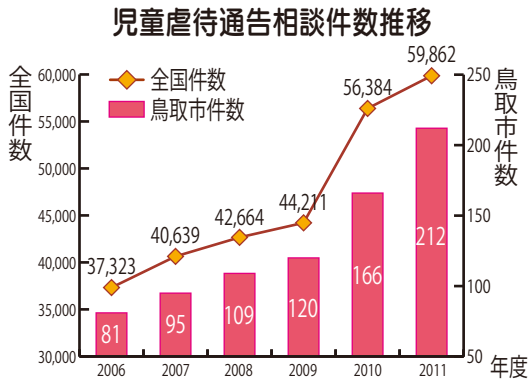


## 児童虐待の実態

近年、児童虐待に関する相談件数が増加しています。また、子どもの生命が奪われる悲しい事件が数多く起こっており、児童虐待は社会全体で取り組まなければならない、深刻な社会問題となっています。

グラフは、全国の児童相談所と鳥取市の相談機関に寄せられた児童虐待の相談件数です。その数の増加からは、児童虐待防止に対する社会的関心の高まりが伺えます。

核家族化が進展し、地域の関わりが希薄化してきている中で、育児不安や経済的不安などさまざまな不安を抱える養育者は、その不安を周りに相談できず、孤立してしま



場合があります。そのような状況での子育てが、児童虐待を引き起こす大きな要因だと考えられます。

## 地域で子育てを支援

子育ては、家族や地域のみんなのサポートを受けながら行うことが大切です。地域の育児サークルに参加したり、子育て支援センターに出かけたりすることで、いろいろな人と交流できます。一人で抱え込まず、誰かに相談してみましよう。

**問** 鳥取市子育て相談ダイヤル  
時 月曜日～金曜日  
8:30～17:15

**TEL** 0857・36・0505  
※年末年始・祝日は休み

## 虐待かな?と思ったら

児童虐待は、子どもが本来持っている生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加の権利を著しく侵害します。虐待を受けている子どもたちに

は、様々な兆候が現れてきます。子どもたちの何気ない行動や態度から、子どもの様子が気になる、いつもと違う、もしかしたら虐待を受けているのではないかと感じたら、一刻も早く近くの通告相談窓口に連絡してください。間違いであっても責められることはありません。連絡を受けた窓口では、秘密を堅く守り、対応していきます。虐待から子どもたちを守り、養育者を救うのは、私たち市民の責務です。

## ■こんなサインに気づいてください

### ▶子どもの行動や状況

- 髪の毛、顔、手足が不潔でにおいがする
- 季節にあわない衣服や不潔な衣装を身に着けている
- 身体に不自然な外傷、あざ、やけどなどが見られる
- 表情が乏しい、無表情、笑わない
- 他人をしつように責めたり、動物をいじめたりする
- 年齢不相応の性的な言葉や行為が見られる
- 不自然な時間帯のはいかいが多い
- 集団から離れ、孤立していることが多い
- 夜間長時間外に閉め出されている など

### ▶保護者・養育者の行動や状況

- 大声で怒鳴ったり叱ることがあり、叩く音や叫び声がある
- 地域や親族との交流がなく、孤立している
- しつげと言って殴る、蹴るといった行為が見られる
- 先生、近隣の住民などとの接触を避ける
- 子育てに疲れている様子が見られる
- 子どもがけがをしたり病気になっても医者に診せようとしない
- 妊娠や出産を喜んでいない など

## ■児童虐待通告・相談窓口

▶鳥取市こども発達・家庭支援センター ☎0857-20-0122

時 月曜日～金曜日、8:30～17:15

※年末年始・祝日は休み

▶鳥取県中央児童相談所 ☎0857-23-1031

時 月曜日～金曜日、8:30～17:15

※年末年始・祝日は休み

※緊急の場合は児童相談所で24時間受付

▶鳥取警察署 ☎0857-32-0110

▶子どもの虐待防止ネットワーク鳥取 ☎0857-21-4111